

- (2) 異襲 秀れた世つき。
- (3) 表箋 表(一三〇七)、箋(一三〇八)。
- (4) 菲物 粗品、粗末な贈物(謙辞)。
- (5) 三月 同時の符文・執照(二六二四)(三三〇六)には三月十六日とある。

1-19-09

世子尚豊より布政司あて、冊封使に対する迎接使派遣の咨

(一六三二、一〇、□)

琉球国中山王世子尚豊、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年(一六三二)七月二十一日、欽差正使戸科左給事中杜(三策)・欽差副使行人司司正楊(掄)の咨を承准するに、前事あり。崇禎三年十一月十六日、琉球国中山王世子尚(豊)の咨を准くるに、正議大夫・都通事等の官の蔡塵等を遣わし前赴し投遞せしむ、とあり。続いて崇禎四年六月初二日、都通事林世政を遣わし、兩次、移咨し迎封せしむ、等の因あり。科に到る。此れを准け、理として合に移咨して回復すべし。此の為に、備係して前去す。査照して施行せよ、等の因あり。国に到る。

此れを承准し、遵依して奉行す、等の因あり。此の為に、仰瞻するに天使の降臨は適きに在り。礼として当に重復ねて迎接すべし。此の為に、備咨して正議大夫・通事等の官の蔡延等を遣わし、駆舟歴浪し前赴して迎接せしむ。万一、封舟尙し未だ告竣せず、

発駕の或いは暫く改歳に移らば、前後の原差わせる員役は、夏、蚤汛に及びて、伏して乞う、移文し摘して回国せしめんことを。冗費を免れ、封務を馳聞するに便捷なるに庶からん、等の因あり。此の為に、理として合に貴司に移咨して知会すべし。煩為わくは査照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

崇禎四年(一六三二)十月 日

咨

注 (1) 杜(三策)・楊(掄)の咨 杜三策の咨は(〇八〇六)、楊

掄は(〇八〇七)。引用は「崇禎三年…」より注(2)まで。引用文の中の日付は楊掄の咨(〇八〇七)と同じ。

(2) 等の因あり 注(1)の咨の終り。

(3) 摘して回国せしめん 人員の一部をえらんで回国させる。

1-19-10

世子尚豊より冊封正使杜三策あて、迎接使派遣の咨

(一六三二、一〇、□)

琉球国中山王世子尚豊、王爵を請封し愚忠を効し盛典を昭らかにする事の為にす。

崇禎四年(一六三二)七月二十一日、欽差正使戸科左給事中杜(三策)の咨を承准するに、前事あり。称するに、崇禎三年十一月十五日、琉球国中山王世子尚(豊)の咨を准くるに、正議大夫・